

# 大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱

制 定 昭和 52. 4. 1  
最近改正 令和 4. 4. 1

## 1 水泳場及び児童水泳場の入場制限

大阪市公園条例（以下「条例」という。）第9条の5第5号の規定に基づき、水泳場及び児童水泳場の利用について、次のとおり入場を制限する。

種 別		使 用 で き る 者
水 泳 場	水深 1.3mを超えるもの	中学生以上の者
	水深 0.8m以上 水深 1.3m以下のもの	中学生以上の者及び 成年者の同伴する小学生
児 童 水 泳 場	水深 0.7mを超え 水深 0.8m以下のもの	小学生の者
	その他の児童水泳場	小学生以上の者 成年者の同伴する幼児

ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

## 2 使用料を徴収しないもの

条例第15条第1項第1号中「小学校（これに準ずるもの含む。以下同じ。）の児童」の「準ずるもの」とは、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部又は国内に居住する外国人を専ら対象とする教育施設で小学校に準ずる教育課程等をいい、「中学校（これに準ずるもの含む。以下同じ。）の生徒」の「準ずるもの」とは、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学校又

は国内に居住する外国人を専ら対象とする教育施設で中学校に準ずる教育課程をいう。

### 3 使用料の減免

条例第15条第3項中「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、各号列記以外の事由により減免しようとするときは、財政局長と協議しなければならない。

- (1) 国、公共団体又は公共的団体が緑化普及及び地域のコミュニティ活動のために都市公園を使用するとき
- (2) 報道機関がニュース取材のために使用するとき
- (3) 小学校就学の始期に達しているが、病弱、発育不全その他やむを得ない事由のために就学していない者が、有料施設を使用するとき

### 4 利用料金の免除への準用

前項の規定は、利用料金の免除について準用する。この場合において、同項中「第15条第3項中「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき」とあるのは「第16条の2第8項中「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合」と読み替えるものとする。

### 5 許可証の様式

大阪市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第14条に規定する許可証の様式は、第1号様式から第4号様式までによる。

### 6 工作物等を保管した場合の公示等の様式

規則第17条に規定する様式は、第5号様式から第7号様式とする。

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 年 7 月 7 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日から、平成 8 年 3 月 31 日までの間における附則別表に掲げる公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の額は、第 2 項第 1 号の表の規定にかかわらず、附則別表の使用料額の欄に定める額とする。

3 附則別表に定める使用料額は、大阪市公園条例及び同施行規則の改正により、条例及び同施行規則に定める公園施設を設け、又は管理する場合の使用料額が改正されたときは、その改正率を附則別表に定める使用料額に乗じるものとする。

#### 附則別表

##### (1) 公園施設を設ける場合の使用料

区 分		使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)					
		平成3年4月 1日から 平成4年3月31日まで	平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで	
壳	A	天王寺公園（指定区域） 鶴見緑地	10,000 円	13,750 円	17,500 円	21,000 円	25,000 円

	B	京 橋 公 園	7,500 円	10,000 円	12,500 円	15,000 円	17,500 円
	C	長居公園 (指定区域)	7,500 円	8,750 円	10,000 円	11,250 円	12,500 円

(2)公園施設を管理する場合の使用料

区 分		使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)				
		平成3年4月 1日から 平成4年3月31日まで	平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで
A	天王寺公園 (指定区域)	11,250 円	15,550 円	19,800 円	24,000 円	28,300 円
	鶴 見 緑 地					
B	天王寺公園 (指定区域)	8,400 円	9,850 円	11,250 円	12,700 円	14,100 円
	長居公園 (指定区域)					

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3項の改正規定は平

成4年4月17日から施行する。

2 この要綱の施行の日から、平成8年3月31日までの間における附則別表に掲げる公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の額は、第2項第1号の表の規定にかかわらず、附則別表の使用料額の欄に定める額とする。

3 附則別表に定める使用料額は、大阪市公園条例及び同施行規則により、条例及び同施行規則に定める公園施設を設け、又は管理する場合の使用料額が改正され

たときは、その改正率を附則別表に定める使用料額に乗じるものとする。

#### 附則別表

##### (1) 公園施設を設ける場合の使用料

区 分			使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)			
			平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで
壳 店	A	天王寺公園 (指定区域) 鶴 見 緑 地	16,500 円	21,000 円	25,500 円	30,000 円
	B	京 橋 公 園	12,000 円	15,000 円	18,000 円	21,000 円
	C	長居公園 (指定区域)	10,500 円	12,000 円	13,500 円	15,000 円

##### (2) 公園施設を管理する場合の使用料

区 分			使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)			
			平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで
壳 店	A	天王寺公園 (指定区域) 鶴 見 緑 地	18,600 円	23,600 円	28,700 円	33,800 円
	C	天王寺公園 (指定区域) 長居公園 (指定区域)	11,800 円	13,400 円	15,200 円	16,800 円

#### 附 則

##### (施行期日)

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱の施行の日から、平成8年3月31日までの間における附則別表に掲げる公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の額は、第2項第1号の表の規定にかかわらず、附則別表の使用料額の欄に定める額とする。
- 附則別表に定める使用料額は、大阪市公園条例及び同施行規則により、条例及

び同施行規則に定める公園施設を設け、又は管理する場合の使用料額が改正されたときは、その改正率を附則別表に定める使用料額に乗じるものとする。

#### 附則別表

##### (1) 公園施設を設ける場合の使用料

区 分			使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)			
			平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで
壳 店	A	天王寺公園 (指定区域) 鶴 見 緑 地	16,500 円	21,000 円	25,500 円	30,000 円
	C	長居公園 (指定区域)	10,500 円	12,000 円	13,500 円	15,000 円

##### (2) 公園施設を管理する場合の使用料

区 分			使 用 料 (円／m <sup>2</sup> 年)			
			平成4年4月 1日から 平成5年3月31日まで	平成5年4月 1日から 平成6年3月31日まで	平成6年4月 1日から 平成7年3月31日まで	平成7年4月 1日から 平成8年3月31日まで
壳 店	A	天王寺公園 (指定区域) 鶴 見 緑 地	18,600 円	23,600 円	28,700 円	33,800 円
	C	天王寺公園 (指定区域) 長居公園 (指定区域)	11,800 円	13,400 円	15,200 円	16,800 円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 運用要綱の改正により各施設ごとの使用料の算出方法が変更となる場合においては、現行許可期間中はなお従前の使用料の算出方法を適用するものとし、許可更新時において初めて新たな算出方法を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

設置  
公園施設 許可証 (新規・更新)  
管理

年 月 日

住 所  
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 大阪市長

年 月 日 付けで申請のあった公園施設については、次のとおり許可します。

①場所(所在地)							
②目的							
③種類・面積							
④期間	年 月 日	午前・午後	時 分	から 年 月 日			
⑤管理方法		⑥構造・外観					
⑦設置工事の実施方法		⑧設置工事の着手及び完成の時期	年 月 日	着手 年 月 日	完成		
⑨都市公園の復旧方法		⑩その他参考となるべき事項					
使用条件							
使用料通知書							
年 度		種 別					
使用料金額							円
使用料計算式							

行為  
許可証（新規・更新）  
占用

年 月 日

住 所  
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 大阪市長

年 月 日 付けで申請のあった件については、次のとおり許可します。

①場所								
②目的								
行為	③内容・面積							
	④期間		年	月	日	午前・午後	時	分から
占用	⑤占用物件の種類・数量		年	月	日	午前・午後	時	分まで
	⑥期間		年	月	日	午前・午後	時	分まで
⑦占用物件の構造・外観			⑧占用物件の管理方法					
⑨設置工事の実施方法			⑩工事の着手及び完成の時期	年	月	日	着手	
⑪都市公園の復旧方法			⑫その他参考となるべき事項	年	月	日	完成	
使用条件								
使用料通知書								
年 度		種 別						
使用料金額	円							
使用料計算式								

公園施設設置  
公園施設管理

## 変更許可証

占　　用  
行　　為

年　　月　　日

住　　所  
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏　　名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪市長

年　　月　　日付けで申請のあった変更については、次のとおり許可します。

許可年月日及び指令番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日	年　　月　　日	

## 有料施設使用許可証

年 月 日

住 所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪市長

年 月 日 付けで申請のあった件については、次のとおり許可します。

有料施設の名称		
目的		
範 囲		
期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
使用する附属設備の種別、品目及び数量		
会費又は入場料徴収の有無及び徴収額	有(徴収額 円) • 無	
入場人員		
その他参考となるべき事項		

## 使用料明細書

年 度		種 別		
使用料				円
使用料計算式				

第5号様式

工作物等を保管した場合の公示事項

整理番号	
保管した工作物等	名称又は種類
	形 状
	数 量
保管した工作物等が放置されていた場所	区 公園
除却した年月日時	年 月 日 午前・午後 時 頃
保管を始めた年月日時	年 月 日 午前・午後 時 頃
保管の場所	公園事務所 住 所 電 話
備 考	

## 第6号様式

## 保管工作物等目録

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	処分方法 処分年月日
	名称又は種類	形 状	数 量					

受 領 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

返還を受けた者 住 所

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

工 作 物 等

次のとおり の返還を受けました。

工作物等を売却した代金

返還を受けた日	年 月 日
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等  〔代金の返還を受けた場合は、 放置した工作物等〕	名称又 は種類
	形 状
	数 量
返還を受けた金額	